

別表2（第3条関係）

区域外就学等の願い出に係る事務処理基準

原則として他市町村からの通学は認めない。ただし、通学の安全が確保され、児童・生徒に著しい負担が伴わないと認めるときに限り、次に掲げる事由に該当する者は、区域外就学の承諾することができるものとする。			
事 由		具 体 例	変更期間
1	小学1～5年生、中学1～2年生が、当該学年の途中で転出した場合		当該年度まで
2	小学6年生、中学3年生が転出した場合		当該年度まで
3	一時的に町外に居住した場合	新築、増改築等で一時的に仮住まいをした場合	必要な期間
4	一時的に住民登録地以外の所に滞在している場合	DV等	必要な期間
5	小学新1年生、中学新1年生で、概ね夏季休業前までに転入が確実な場合		入学時から必要な期間
6	小学1～5年生、中学1～2年生で、その学期中に転入が確実な場合		必要な期間
7	自宅に帰っても児童を保護する者がいない場合（小学生のみ適用）	<ul style="list-style-type: none"> 保護する者が帰宅するまでの間、祖父母等の家に預けられている場合 住民登録地以外の場所に店舗等を有し、そこが児童の生活圏と認められる場合 勤務先（主に母親）等で児童を預かる場合 	必要な期間
8	児童・生徒に性格的な理由がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 内向的な性格が極端な場合 過去に不登校になった経緯がある場合又は今後不登校になると予測される場合 	必要な期間 （学校長の副申等が必要）
9	友人関係、いじめ等で在籍している学校に通学することが困難な場合		必要な期間 （学校長の副申書等が必要）
10	家庭の事情等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 両親の離婚等で精神的な動揺がある場合 再三転校を繰り返している場合 	必要な期間
11	心身に著しい疾患等がある場合	病気治療等	学年終了時まで （毎年申請）
12	上記理由によって、変更された兄弟姉妹がいる場合（小学生のみ適用）		兄弟姉妹が変更された期間